

## 第2節 自然環境の保全

立山連峰や富山湾、さらに四季折々で美しい変化を見せる身近な自然など、本県の豊かな自然環境は県民の誇りであり、この自然環境を将来の世代に継承する必要があります。

一方、私たち人間の社会経済活動は、時として自然の持つ復元力を超えるようなレ

ベルにまで至り、生態系を脅かしつつあります。

このため、様々な自然とのふれあいの場や機会の確保を図り、県民一人ひとりが自然に対する理解を深めるとともに、自然環境保全活動を推進し、生物多様性の確保や人と野生鳥獣との共生を図ります。

### 1 自然保護思想の普及・啓発

#### (1) 現況

本県は、東に日本を代表する立山連峰、南に飛騨山地に続く山々、中央から西にかけては丘陵地があり、北は富山湾に面しています。また、これらの山々を源として流れ出す河川によりつくり出された扇状地によって富山平野が形づくられています。

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、国においては、自然公園法に基づき、中部山岳国立公園、白山国立公園及び能登半島国定公園の3地域を指定しています。また、県においては、県立自然公園条例に基づき、朝日、有峰、五箇山、白木水無、医王山及び僧ヶ岳の6地域を県立自然公園に指定しています。

これら自然公園の概要は表1-18のとおりであり、その面積は県土の29.6%を占めています。

また、県では、自然環境保全条例に基づき、すぐれた天然林や貴重な野生生物の保護を目的とした自然環境保全地域11地域を指定しており、その概要は表1-19のとおりです。

地域の特性に応じた自然を保全しながら、多様な自然とのふれあいの場を確保していくためには、自然保護に関する施策を積極的に展開する必要があります。

このため、昭和49年度に全国に先駆けて発足させたナチュラリスト（25年度末現在で727人）による自然解説のほか、自然公園指導員（同44人）、自然保護指導員（同18人）、鳥獣保護員（同50人）、バー

表1-18 自然公園の概要

区分	名称	面積 [ha]	うち特別地域*	指定年月日
国立公園	中部山岳	76,431	73,837*	昭和9年12月4日
	白山	2,742	2,742*	昭和37年11月12日
	小計	79,173	76,579*	
国定公園	能登半島	1,005	964*	昭和43年5月1日
県立自然公園	朝日	9,623	9,355	昭和48年3月13日
	有峰	11,600	11,600	//
	五箇山	3,856	3,275	//
	白木水無	11,554	6,473	昭和49年3月30日
	医王山	2,943	1,548	昭和50年2月22日
	僧ヶ岳	5,800	3,467	平成23年9月8日
	小計	45,376	35,718	
合計		125,554	113,261*	

注 \*は特別保護地区を含みます。

表1-19 自然環境保全地域の概要

名称(所在地)	面積[ha]	指定年月日(昭和)	主な保全対象
沢杉(入善町)	2.67 (2.67*)	48年10月20日	黒部川末端扇状地の伏流水とサワスギ等の植生
縄ヶ池・若杉(南砺市)	315.70	//	低山地帯における池沼湿原のミズバショウ及びブナ、ミズナラの天然林
愛本(黒部市)	11.78 (1.89*)	51年6月1日	黒部川扇頂部の地形とウラジロガシ林
東福寺(滑川市)	71.55	//	河岸段丘等の地形と安山岩で形成された節理の露頭
神通峡(富山市)	152.68 (45.04*)	//	神通川のV字峡谷とウラジロガシ、アカシデ林
深谷(富山市)	8.48 (1.75*/**2)	53年7月11日	オオミズゴケ、モウセンゴケ等の湿性植物の群生地とハッチョウトンボの生息地
山の神(南砺市)	12.50 (12.50*)	54年8月7日	ブナ、ミズナラの天然林
池の尻(魚津市)	1.36 (1.36*)	56年1月17日	県内最大のミズバショウの純群落と、モリアオガエル、クロサンショウウオの繁殖地
日尾御前(富山市)	34.94 (34.94*)	56年11月26日	安山岩質凝灰岩の特異な地形とすぐれた天然林
常楽寺(富山市)	10.99 (0.70*)	61年7月9日	低山丘陵地帯にあるウラジロガシの天然林
谷内谷(南砺市)	1.13 (0.19*/**2)	//	低山地帯におけるオオミズゴケを中心とする湿性植物の群生地
計	623.78 (101.04*) (1.94**2)		

注 ( ) 内の \*付きの数値は特別地区、\*\*2付きの数値は野生動植物保護地区の面積(内数)です。

ドマスター(同108人)の活動により、自然保護思想の普及・啓発を積極的に図っています。

また、自然への理解を深め、自然保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間等において、広く県民が参加できる自然観察会や探鳥会を毎年開催しています。

さらに、青少年期から自然保護に関する意識の向上を図るとともに、将来のすぐれたナチュラリスト育成を目指して、12年度からジュニアナチュラリストの養成を進めており、ナチュラリストとあわせた計画的な養成に努めています。

## (2) 講じた施策

### ア ナチュラリスト等による普及啓発

自然公園を訪れた人々に、より一層自然への理解を深めてもらうとともに、訪れる利用者によって、すぐれた自然環境が損なわれないよう、ナチュラリスト、バードマスター、自然公園指導員等の活動を通じて自然環境保全のための知識とモラルやマナーについて普及啓発を行いました。

また、(公財)とやま環境財団内に設置したナチュラリストバンクでは、個別団体の要請に対し、ナチュラリストを派遣しています。

## イ 鳥獣保護員等の配置

鳥獣保護員を県内に50人配置し、鳥獣保護の実施と啓発を図りました。

## ウ 野鳥愛護の普及啓発

5月10日からの愛鳥週間に開催される各種行事により、野鳥愛護の普及啓発を図るとともに、鳥獣保護員やバードマスター制度の活用により、野生動物保護の啓発を図りました。

## エ ジュニアナチュラリストの養成

自然保護思想・知識の普及啓発を図るため、小学校4年生から中学校3年生を対象とした自然保護講座（ジュニアナチュラリスト養成コース）を開催し、17人を認定しました。

## オ ジュニアナチュラリストの活動支援

ジュニアナチュラリストが関心を持って活動を続けられるよう、自然観察会への参加やナチュラリストによる自然解説活動の体験の機会を提供しました。

## カ 世界自然・野生生物映像祭の開催支援

自然や野生生物の映像を通して、野生生物との共生や地球の環境保全への理解を深めるため、「第11回世界自然・野生生物映像祭（ジャパン・ワイルドライフ・フィルム・フェスティバル2013）」の開催を支援するとともに、県内公共施設等において、第10回作品を活用したプレ上映会を開催しました。

## キ 法令等による規制

国立公園、国定公園又は県立自然公園については、自然公園法又は県立自然公園条例に基づき、公園の風致を維持するための特別地域を指定し、その地域内における工作物の新築等を制限しています。

また、自然環境保全地域については、自然環境保全条例に基づき、特別地区

9地区を指定し、その地区内における工作物の新築等を制限しています。

さらに、特別地区内のうち、野生動植物保護地区に指定された地区内においては、動植物種又は卵の捕獲又は採取が禁止されています。

## ク 自然環境の各種調査の実施

自然環境保全基礎調査は、環境省が主体となって、全国の植生や動植物の分布、海岸や河川、湖沼の改変状況等を対象に実施しています。

## ケ 豊かな海づくりの機運醸成

27年に開催される「第35回全国豊かな海づくり大会」に向け、富山湾の豊かな自然環境を守り育てることの大切さを広く県民に周知し、機運を高めるために「豊かな海づくりフォーラム」を開催しました。

また、つくり育てる漁業や環境保全の大切さの理解を推進するため、「記念リレー放流」、「豊かな海づくり子ども教室」、「大会PRキャラバン隊」による啓発を実施しました。



記念リレー放流で稚アユを放流する園児たち

## 2 自然とのふれあい創出

### (1) 現況

#### ① 人と自然との豊かなふれあい

国立公園、国定公園等の自然公園においては、すぐれた自然の風景地を保護しながら、その地区の特性や利用状況に応じ、歩道や公衆トイレ等の整備を進めるとともに、適切な維持管理を行っています。

県では、本県のすぐれた自然の風景地を県立自然公園として6か所を指定するとともに良好な自然環境を適正に保全するため、11地域の自然環境保全地域を指定しており、これらの地域をできるだけ自然のままの姿で保護し、後世に伝えていくよう努めているほか、里地里山など中間域のすぐれた風景地等17か所を県定公園に指定し、関係市

町村が歩道や広場等の整備を進め、管理しています。

県内の自然公園等の現況は図1-15、県定公園の概要は表1-20のとおりです。

また、県民公園自然博物館「ねいの里」や県民公園野鳥の園でも、自然とふれあうための施設整備が進められています。

県民公園は、置県百年を記念して、県民の誰もが利用できる総合レクリエーションの場として整備されたもので、表1-21のとおり、都市公園である新港の森、太閤山ランド及び自然風致公園である頼成の森、自然博物館「ねいの里」、野鳥の園があります。

また、都市公園は、都市と緑のオー

図1-15 自然公園等の現況

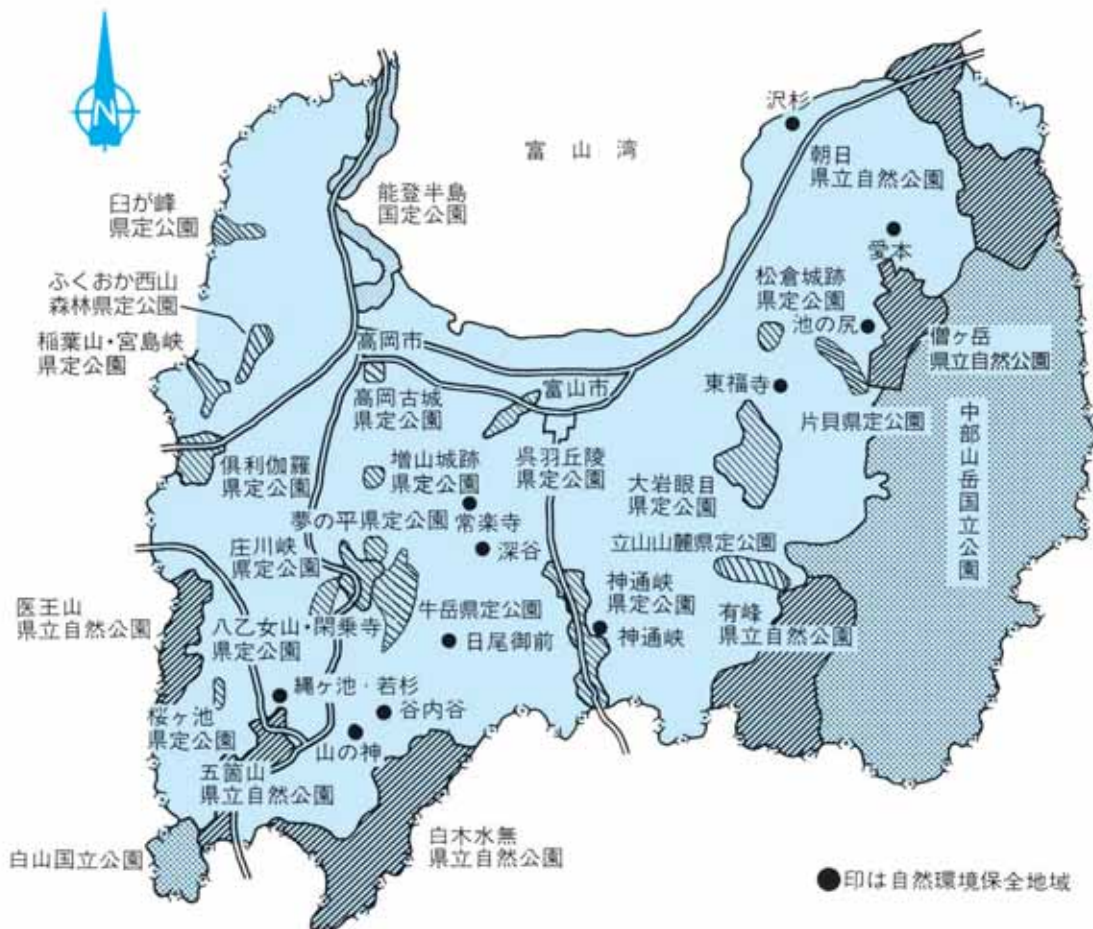




表1-20 県定公園の概要

名 称 (所在地)	面積 [ha]	指定年月日	備 考
神通峡 (富山市)	1,160	昭和42年10月7日	
呉羽丘陵 ( // )	487	//	一部都市公園と重複
高岡古城 (高岡市)	22	//	都市公園と重複
倶利伽羅 (小矢部市)	758	//	
庄川峡 (砺波市)	835	昭和43年4月16日	一部都市公園と重複
大岩眼目 (上市町)	2,880	昭和44年10月25日	
松倉城跡 (魚津市)	1,083	平成4年3月26日	
増山城跡 (砺波市)	345	//	一部都市公園と重複
夢の平 ( // )	221	//	
稲葉山宮島峡 (小矢部市)	757	//	
桜ヶ池 (南砺市)	485	//	一部都市公園と重複
八乙女山・閑乗寺 (砺波市・南砺市)	633	//	一部都市公園と重複
片 貝 (魚津市)	2,290	平成17年8月17日	
立山山麓 (富山市)	980	//	
牛 岳 (富山市・砺波市・南砺市)	2,431	//	
ふくおか西山森林 (高岡市)	740	//	
白が峰 (氷見市)	722	//	
計	16,829		

表1-21 県民公園の概要

種 別	名 称	規 模	設置の目的	開設年月 (昭和)
都市公園	県民公園新港の森	25ha	①公害の防止のための緩衝緑地の確保 ②県民に休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	57年10月
	県民公園太閤山ランド	96ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	58年7月
自然風致公園	県民公園頼成の森	115ha	県民に森林を生かした休養の場の提供	50年4月
	県民公園自然博物館「ねいの里」	15ha	①県民に自然に関する学習の場の提供 ②野生鳥獣の保護	56年6月
	県民公園野鳥の園	78ha	①県民に自然の探勝の場の提供 ②野鳥の保護	60年10月
(遊歩道)	公園街道	延長19.3km	県民公園を結ぶ自然歩道	58年4月

プンスペースとして、人々の心にうるおいとやすらぎを与えるとともに、スポーツ・レクリエーションにも利用され、さらに災害の防止や避難地ともなる施設で、県が管理する都市公園は、太閤山ランドや新港の森のほか、県庁前公園、総合運動公園、五福公園、岩瀬スポーツ公園、常願寺川公園、空港スポーツ緑地、富岩運河環水公園があります。

県内の都市公園の総面積は、24年度末で1,580.9haとなり、このうち、市街地における面積は887.3haとなっています。また、都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積は14.8㎡と、全国平均の10.0㎡を大きく上回っています。

公共施設等の緑化の現況については、25年度末において、県管理道路237km、県立学校55ha、工場緑地582haとなっています。

県では、代表的な森林60か所を「とやま森林浴の森」として選定しており、そのうち、立山の美女平と県民公園頼成の森は「全国森林浴の森百選」にも選ばれています。

## ② うるおいある景観づくり

本県は、山、川、平野が一望できるまとまりのある地形の中に、雄大な立山連峰や緑豊かな砺波平野等の散村（散居）、水に彩られた富山湾や多くの河川・水路、歴史や文化が息づく伝統的な町並みなど、多様で個性豊かな景観が形成されています。

近年、ライフスタイルの多様化等に伴い、うるおいや安らぎを感じることができるとりある空間や調和のとれた景観がますます重視されてきています。

しかしながら、農村部における沿道立地型の大型商業施設の進出、大規模な宅地開発の進行、都市部における建築物の高層化や大規模化、街路の拡幅整備等による町並みの変化、さらに、

屋外広告物の無秩序な設置や大型化など、景観を取り巻く環境は大きく変化しています。

このようなことから、うるおいのある景観づくりを総合的かつ計画的に推進するため、14年9月に景観条例を制定し、この条例に基づき、景観の保全及び創造に関する施策を実施しています。

## ③ 個性ある歴史的文化的環境の活用

県内には、山、川、海、そして雪にはぐくまれた風土により、生活に根ざした祭りや生活習慣が残されているほか、世界遺産に登録されている五箇山の合掌造り集落、国宝に指定されている瑞龍寺をはじめすぐれた史跡、名勝、天然記念物等が数多くあります。

環境省では、地域のシンボルとなっている音の聞こえる環境（音風景）を「日本の音風景百選」として認定しており、本県からは、富山市（旧八尾町）の「エンナカの水音とおわら風の盆」、立山町の「称名滝」、南砺市の「井波の木彫りの音」の3か所が選ばれています。

また、県では、自然や伝統産業など地域のシンボルとして親しまれ、将来残していきたい音風景50件を「とやまの音風景」として認定しています。

さらに、環境省では、地域の自然・文化・生活に根ざした良好なかおりのある風景100地点を「かおり風景百選」として認定しており、県内からは、富山市の「富山の和漢薬のかおり」、砺波市の「砺波平野のチューリップ」、黒部市（旧宇奈月町）の「黒部峡谷の原生林」の3件が選定されています。

## (2) 講じた施策

### ① 人と自然との豊かなふれあい

#### ア 自然とふれあう場と機会の確保

##### (ア) 自然公園等の管理

中部山岳国立公園一帯においては、春から秋にかけて利用者が集中する室堂及び劔沢地区に管理職員が常駐（室堂地区4～11月、劔沢地区7～9月）し、自然保護パトロール、施設の維持管理、登山者、キャンパー等の利用者への指導を行いました。

また、自然環境保全地域においては、5～11月までの間、各地域に巡視員を配置し、巡回を行ったほか、深谷自然環境保全地域において巡視歩道の本橋整備を行いました。

なお、能登半島国定公園や県立自然公園については、県から市町村に管理委託するとともに、県定公園の管理は、県定公園規則の趣旨を踏まえ、関係市町村が行っています。

##### (イ) 体験活動の実施

ジュニアナチュラリスト向けの自然観察会やナチュラリストによる自然解説、フォレストリーダーによる森林・林業に関する出前講座や森林教室（森の寺子屋）を開催しました。

##### (ウ) 山岳遭難防止等

毎年、12月1日から翌年5月15日までの登山届出条例適用期間に、劔岳一帯での遭難事故を防止するため、馬場島をはじめ各主要地点に登山指導員を配置し、登山届出内容のチェック、装備、行程等の指導、現場の登山者との緊急連絡にあたっています。

また、春山スキー（4～5月）シーズンには、室堂を中心に指導員を配置し、スキーヤーの遭難事

故防止や環境保全に努めています。

さらに、利用最盛期には、室堂（5月1日～5月6日と7月19日～8月18日）に立山診療所、劔沢（7月25日～8月24日）と雷鳥沢（7月27日～8月18日）に山岳診療所を開設して、負傷者や急患の診療を行っています。

このほか、県山岳遭難対策協議会が実施している登山者への登山指導等の事業に対し、県費助成を行いました。

#### イ 自然公園等の施設整備

すぐれた自然の風景地を保護しながら、その地区の特性や利用状況に応じ、県民が自然にふれ、親しみ、自然への関心を高めることができるよう、中部山岳国立公園の櫛平・室堂・大日岳・五色ヶ原・朝日岳・歩くアルペンルートにおいて園地及び登山道の整備を実施したほか、ラムサール条約登録湿地の弥陀ヶ原において歩道の整備を実施しました。

また、能登半島国定公園の二上山・九殿浜において園地の整備を実施するほか、僧ヶ岳県立自然公園において保護施設と利用施設の整備を実施しました。

#### ウ 花と緑の元気とやま推進プランの推進

花と緑の地域づくりを推進するため、「花と緑の元気とやま推進プラン」に基づき、次の施策を講じました。

##### (ア) 花と緑の推進

花と緑の銀行において次の施策等を実施しました。

- ・ 家庭や地域における緑化を進めるために、花の苗や緑化木を配布するとともに、地域緑化の推進役となるグリーンキーパー（花と緑の指導員）の適正配置と技術向上を図り、新たな緑花

グループの発掘を促すために「花のまちづくり新拠点創出支援事業」と「コンテナガーデンコンテスト」を実施したほか、地域緑化を広く紹介する「とやまオープンガーデン推進事業」を展開しました。

- ・ 花と緑のあふれるまちづくりを進めるため、「地域の緑づくり推進事業」、「地域の花づくり推進事業」、「花だより花壇維持管理事業」を実施しました。
- ・ 花と緑に親しむ機会を創出するため、フラワーグリーンバスの運行や、「花とみどり・ふれあいフェア」を開催したほか、県内の花だより情報を提供しました。
- ・ 県民が親しみやすいドングリを通じて、自ら木の実を拾い、植え、育てるイベント「2013ドングリ集め in 植物園」を実施し、県民参加の植樹運動を展開しました。
- ・ さくらの保護・育成を図るため、「富山さくら」名所づくり事業を実施しました。

#### (イ) うるおいのある環境づくり

街路樹整備を推進したほか、河川沿いの並木の保全、がけ地の緑化、海岸線の防砂林、防潮林の整備・保全を推進しました。

### エ 多様な森づくりなどの推進

とやまの森づくりの基本計画として、森づくりの基本指針及び施策の方向を示した「森づくりプラン後期計画」に沿って、水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりやとやまの森を支える人づくりなどの推進に取り組みました。

#### (ア) 多様な森づくりの推進

生物多様性の保全や、野生動物との棲み分け等を目指した地域や

生活に密着した里山林整備、風雪被害を受けた人工林や手入れ不足で過密な人工林等での公益的機能の確保と景観の保全を目指した混交林整備を推進しました。

また、カシノナガキクイムシの被害跡地への実のなる木の植栽や、花粉症の予防対策の一つとして、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の普及を図りました。

#### (イ) とやまの森を支える人づくりの推進

森林ボランティアの活動支援や子どもたちをはじめ、広く県民を対象とした森林環境教育など、とやまの森を支える人づくりを推進しました。



海の関係者と協働による植樹活動〔滑川市東福寺〕

### オ 自然生態系と共生する農業・農村基盤整備の推進

「とやま水土里プロジェクト2008（農業農村整備実施方針）」に基づき、農業・農村基盤整備において、豊かな水と緑と多様な生物の生息環境の保全・創出を推進しました。

#### ② うるおいある景観づくり

##### ア 景観条例に基づくうるおいある景観づくりの推進

うるおいある景観づくりを全県的に推進するため制定した景観条例の普及啓発を進めるとともに、この条



例に基づき、大規模行為並びに特定行為の届出制度の実施による開発事業等における景観への配慮を推進しました。

また、県民のさらなる景観保全意識の高揚を図るため、「ふるさとの眺望景観を守り育てる県民協働事業」を実施するとともに、様々な景観づくり施策を推進しました。

## イ 各種計画等に基づく景観施策の推進

### (ア) 地域ごとの目標に沿った景観整備

地域ごとの目標に沿った景観整備を推進するため、新とやまのみち BIG 作戦、河川整備計画等に基づき、次の施策を講じました。

- ・ 景観に配慮した多自然川づくりをめざし、河川改修事業等を推進しました。
- ・ 自然景観と調和した海岸を形成するため、雨晴海岸について、エコ・コースト事業を実施しました。
- ・ 伏木富山港海岸において、ふるさと海岸整備事業により、離岸堤（潜堤）等を整備しました。
- ・ 砂防事業の実施に当たっては、透過型砂防えん堤の施工による溪流の連続性の確保や溪流の安定化によるうるおいのある自然景観の創出など、水と緑豊かな溪流づくりを推進しました。
- ・ かけ崩れ対策の実施に当たっては、斜面が有する優れた景観や自然環境を保全するとともに、切土斜面においては法枠内の緑化等を行い、緑豊かな斜面空間の創出を推進しました。
- ・ 道路景観の向上、沿道景観の向上、とやまらしいみちづくり、道路緑化等をめざす「新とやまのみち BIG 作戦」を推進しました。

- ・ 安全かつ円滑な道路の確保と景観の整備等を図るため、中心市街地や景観への配慮が必要な地域で無電柱化を図りました。

### (イ) うるおい環境とやま賞

人々が心に「ゆとり」や「うるおい」を感じる建造物や施設等によって形成される景観で、地域の魅力やシンボルとなっているもの、地域住民等の創意工夫や努力によって魅力が創出されているもののうち、特にすぐれたものを「うるおい環境とやま賞」に選定してきました。

15年度から景観条例が施行されたことを受け、表彰対象を小規模な建造物や景観づくり活動までに拡大し、景観づくりの取組みを幅広く表彰しています。

### (ウ) 農村等における景観の保全と創造

- ・ 田園空間整備実施計画（となみ野）に基づき整備した中核施設や地域拠点において、美しい散居景観を保全するため、一般県民を対象に学習講座等を開催し、啓発・普及を行いました。

また、緑豊かな散居景観を保全・育成するため、散居景観保全事業により、屋敷林の維持管理など、住民の活動を支援しました。

- ・ 棚田地域を含めた農村における農地等の有する県土の保全、水資源の涵養、景観の保全、伝統・文化の継承等の多面的機能の良好な発揮と集落の活性化を図るため、「農村環境創造基金」により、棚田保全活動への都市住民の参加促進や棚田オーナー制等への活動支援、美の里保全活動への支援のほか、「とやまの農山村」写真展を開催しました。

- ・ 農山漁村地域において、自然景観の保全や農山漁村の持つ多面的機能の維持向上等を推進するため、自然文化や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム）の普及啓発を図るとともに、市町村の取組みに対して支援しました。
- ・ 動画を活用したウェブサイト「富山の大地を潤す」や、小学生向けの施設紹介リーフレットを用いて、地域の自然環境の維持など多面的機能を有する農業用ダム、排水機場等の農業用水利施設の重要性の啓発を推進しました。
- ・ 小学生が農山漁村で宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」の受入地域の拡大を推進するため、体験学習プログラムや安全対策など受入体制のノウハウを学ぶ実地研修を実施しました。



棚田保全活動

- (二) 土地対策要綱による対策  
土地対策要綱に基づき、大規模な開発行為を行おうとする事業者に対し、開発行為届出書の提出を求め、周辺の景観との調和の観点等から必要な指導を行いました。

### ③ 個性ある歴史的文化的環境の活用

#### ア 歴史的文化的遺産の保全と景観配慮

市町村が実施するまちなみ保全環境整備や景観整備等の優れた景観整備事業に対して助成を行いました。

#### イ 歴史的文化的な景観の保全等

市町村等が実施する歴史的・文化的資源を活かした個性あふれるまちづくりに対して助成を行いました。

#### ウ 歴史的文化的遺産におけるふれあい施設等の設置

市町村等が実施する史跡、名勝等の積極的な活用を図ったいわゆる文化財公園等に対して助成を行いました。

### 3 自然環境保全活動の推進

#### (1) 現況

県では自然環境の保全を積極的に推進するため、昭和47年度に自然環境保全基金制度を設置し、自然環境保全地域、自然公園の集団施設地区等について、市町村と共同で土地の公有化を進めています。25年度末までに公有化した土地面積は、約140haとなっています。

また、恵まれた自然環境を将来の世代に引き継いでいくため、地形・地質、植物、動物及び景観の保全のためのガイドラインである自然環境指針に基づき、各種開発事業に際して、自然環境保全上の

指導、助言を行っています。この指針では、県土を約1km四方のメッシュに区切って、地形・地質、植物、動物及び景観の4つの項目について、学術性や自然性に基づく評価を行っており、その評価に応じた保全目標を明らかにしています。いずれかの項目で最も評価が高いVとされた地域は、県東部の山岳地帯を中心に広く分布しています。

自然環境指針の概要は、表1-22のとおりです。

このほか、山岳地等において環境に配慮したトイレ整備を推進しており、公共

表1-22 自然環境指針の概要

指針の役割	県内の自然環境の主要な構成要素について、県民、事業者、行政がそれぞれの立場において、適正に保全していくためのガイドラインを示すものです。
対象範囲等	自然環境の主要な構成要素（地形・地質、植物、動物、景観）を対象とし、県下全域を約1kmメッシュで評価したものです。
保全目標	自然環境の主要な構成要素（地形・地質、植物、動物、景観）ごとに、自然環境の評価を5段階で行い、それぞれの評価段階に応じた適正な保全を目指すものです。
項目別保全目標	<p>&lt;地形・地質&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な地形・地質等は、その形態を失わないよう保全します。</li> <li>・典型的な地形要素は、県土の骨格をこわさず、その典型性を保持できるように保全します。</li> </ul> <p>&lt;植物&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な植物群落の分布地や特に自然性の高い植生域は、厳正に保全します。</li> <li>・地域において相対的に自然性の高い植生域はその価値を保全します。</li> </ul> <p>&lt;動物&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な動物の分布地では、その生息環境を総体として保全します。</li> <li>・多様な動物が生息すると推定される地域は、一定の広がりをもった生息域を分断することなく保全するとともに、生態的なバランスをくずさない範囲で自然とのふれあいの場としての利用に努めます。</li> <li>・動物の生息環境として悪化がみられる地域では、現況以上の悪化を防ぎ、積極的に環境特性に応じた動物生息環境の創造、復元に努めます。</li> </ul> <p>&lt;景観&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然景観資源として評価の高いものは、周辺と一体として、また環境の総体として保全します。</li> <li>・眺望の対象として重要な景観資源は、眺望の特性を踏まえてそれを阻害しないよう資源そのもの及び周辺環境を適正に保全します。</li> </ul>

トイレを一ノ越、美女平等8か所で整備したほか、中部山岳国立公園内の山小屋トイレ23か所に対して整備支援を行っています。

## (2) 講じた施策

### ア 自然環境指針等に基づく開発事業への指導・助言

自然環境指針に示す地域ごとの地形・地質、動植物等に関する評価を踏まえ、各種開発事業に際して必要な指導、助言を行いました。

### イ 県土美化推進運動や自然公園におけるクリーン作戦の展開

#### (ア) 美化清掃、施設維持管理等

全国統一の自然公園クリーンデーにあわせて、ごみの持ち帰り運動など、美化清掃活動を行いました。

また、一ノ越、剣沢等8か所の山岳公衆トイレでは利用者に対する普及啓発とトイレの管理に役立てるため、チップ制システムを導入し、維持管理の充実を図りました。

#### (イ) N. P. C. (ナショナルパーククリーン) 作戦

国立公園利用者及び事業者の美化意識の向上を図り、ごみ持ち帰り運動を一層推進するキャンペーンとして、N. P. C. 作戦により、ごみ袋、ポスター等を配布しました。

また、立山黒部環境保全協会が実施するごみ持ち帰り運動に助成するとともに、各施設のごみを国立公園区域外へ搬出処理し、自然環境の保全に努めました。

### ウ 自然公園における貴重な植生の保護・復元

自然環境保全地域の適正な保全のため、巡回管理及び保全事業（巡視歩道木橋整備等）を実施しました。

また、地球温暖化等の環境変化が植生にどのような影響を与えているかを

把握するため、立山地区（美女平～浄土山、有峰の10地点）において科学的な植生モニタリング調査を実施しました。25年度は、第Ⅲ期計画（20～25年度）の6年目として、植生や林分構造等についてモニタリング調査を行いました。

### エ 環境配慮型公衆トイレ・山小屋トイレの整備

生態系への影響が懸念されるし尿や雑排水の処理に対応した施設の新設等を行う山小屋にその経費の一部を補助しました。

### オ 山岳自然環境の保全

立山一帯の貴重な自然環境の保護を目的として、環境省の方針に基づき、県道富山立山公園線（桂台～室堂）へのマイカー乗り入れ禁止を継続しました。

### カ 立山のバス利用の適正化の調査検討

立山有料道路等沿道での排出ガス調査等を行い、立山における今後のバス利用のあり方や対策の必要性等の検討を実施しました。

### キ 海の森づくり事業の推進

富山湾の藻場を保全するために、5つの小学校でのアマモ苗の育成活動を支援しました。



## コラム

### 立山有料道路等で「バスの排出ガス規制」が始まります

県では、立山の貴重な自然環境と優れた景観を将来にわたって保全し、適正な利用を推進するため、平成26年6月に「立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例」を制定しました。

この条例により、平成27年4月から、立山有料道路の桂台料金所から室堂までの区間の道路で条例の基準に適合しないバス（注）の運行が禁止されます。運行が禁止されているバスを使用したバス事業者には、基準に適合しないバスを使用しないよう指導又は勧告を行い、正当な理由なく勧告に従わない場合は、事業者名等を公表する仕組みとしています。

立山を訪れる際には、条例の基準に適合するバスの利用にご協力くださいますようお願いいたします。

（注）条例の基準に適合しないバス：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の規定による窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合しないバス（おおむね平成12年8月以前に生産されたバス）



室堂ターミナル駐車場での規制周知活動



周知用チラシ

## 4 生物多様性の確保

### (1) 現況

本県は、3,000m級の山岳地帯から海岸まで変化に富む地形を有し、高山植生から海浜植生までの多様な植生、ライチョウやカモシカといった動物、大小の河川や各所に見られる湧水、清水等の多様な自然環境に恵まれています。

### ア 植生

本県は、地形・地質が多岐にわたり、かつ、標高差が大きいことから、植物の分布状況は、図1-16のとおり、複雑になっています。

また、標高別の植物の分布状況は、図1-17のとおり、標高に応じて多様な種類の植物が見られます。

#### (ア) 平野・海岸地帯

平野部は、主に農耕地や住宅地、工場用地等に利用されていますが、一部の扇状地の末端部には、ハンノキ群落やスギ植林地が見られます。

クロマツに代表される海岸林は、おおむね保安林として管理されており、入善町の園家山には砂丘植生が残されています。

また、氷見海岸や宮崎海岸の一部には、スダシヤやタブノキなど暖帯性の樹林が見られます。

#### (イ) 低山帯（標高約300m以下）

射水丘陵をはじめとして、県内に広く分布する低山帯は、古くから人間が生活の場として利用してきた地域で、大部分がコナラ、アカマツ等の二次林やスギの植林地となり、また、近年、公園やゴルフ場などのレクリエーション施設用地として利用されてきています。

#### (ウ) 山地帯（標高約300～1,600m）

山地帯は、主な河川の上・中流域にあって、そのほとんどが保安林等になっており、県土を保全するうえ

で重要な地域となっています。植生はブナを主体とする天然林が中心で、標高の高い地域にはクロベ、コメツガ等の常緑針葉樹林が局地的に群生しています。

また、標高が低い地域は、かつては薪炭林として利用されていましたが、現在はミズナラの二次林やスギの植林地等になっています。

#### (エ) 高山帯、亜高山帯（標高約1,600m以上）

高山帯は、植物にとって厳しい生育条件であるため、わずかにハイマツ群落と高山草原が見られる程度です。

なお、後立山一帯の白馬連山高山植物帯は、国の特別天然記念物に指定されています。

亜高山帯になるとオオシラビソ、ダケカンバ等の植生となっています。

### イ 野生動物

本県は、海岸地帯から標高3,000mの北アルプスまで、日本有数の大きな標高差を有しており、この垂直な広がりの中に海岸、河川、湖沼、農耕地、原野、丘陵、森林、高山等の多様な自然環境が含まれています。このため、図1-18のとおり、多種の野生動物が生息しています。

#### (ア) 哺乳類

平野部ではイタチやハタネズミのほかには特徴のある種類は見られませんが、丘陵や山地の森林域では、ニホンザル、ノウサギ、タヌキ、カモシカ、ツキノワグマ、イノシシ等の中・大型哺乳類が多く生息しており、外来生物と考えられるハクビシンの生息地も広がってきています。

また、亜高山帯から高山帯では厳しい気象条件のため、生息種はトガリネズミ類やオコジョ等に限られて

図1-16 現存植生図

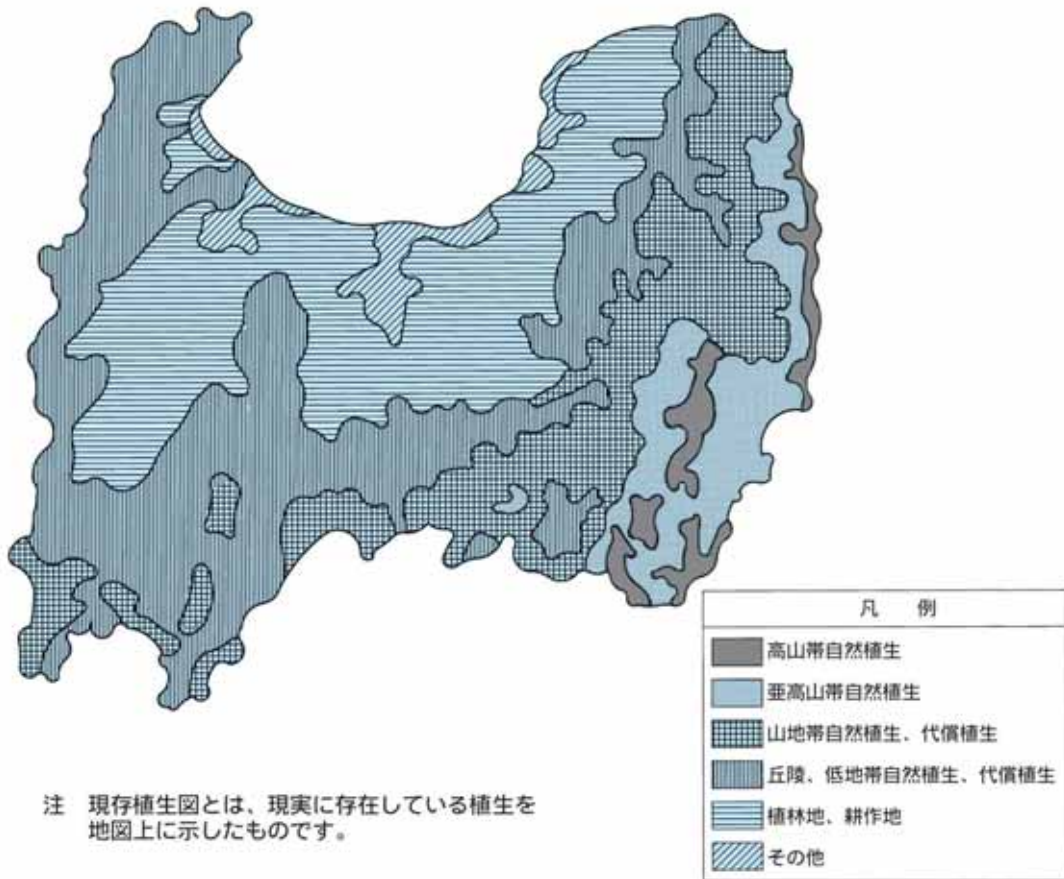


図1-17 植物の垂直分布

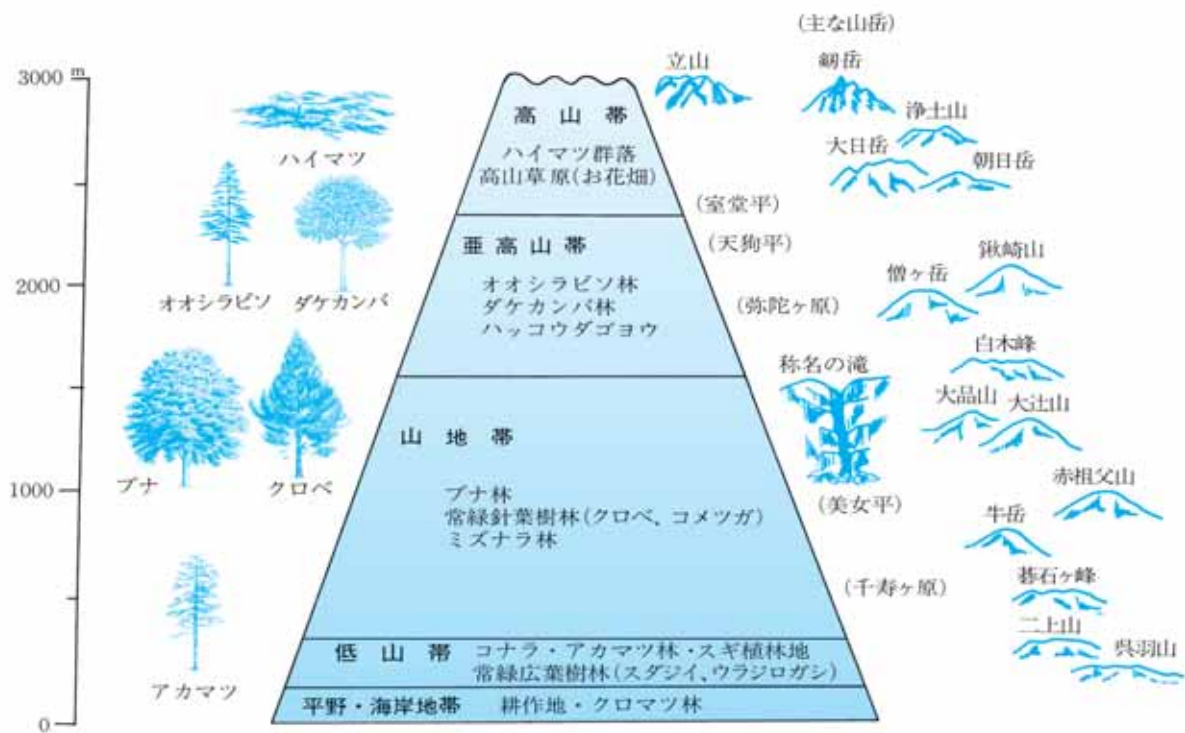
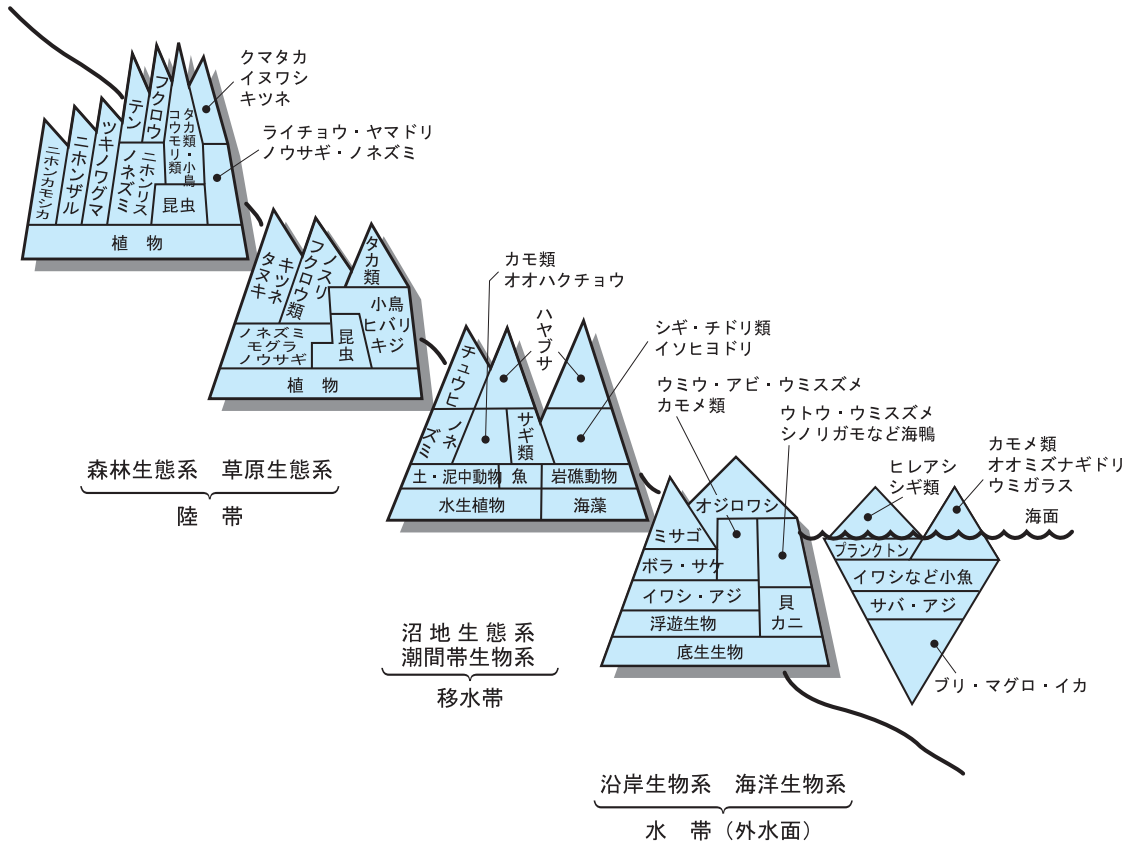


図1-18 富山県にみられる動物の生態的地位（食物及び天敵関係）



います。

(イ) 鳥類

海辺や河川にはカモ類、シギ・チドリ類、カモメ類等が生息するほか、湖沼や水田等の水辺にはセキレイ類、サギ類、カモ類、クイナ類等のほかカワセミやオオハクチョウ等も見られ、これらの生息域は都市や農村に近いので、自然とのふれあいの感じられる場となっています。

丘陵から山地帯の森林、特に原生林には、シジュウカラ類、キツツキ類、ウグイス類、ホオジロ類、フクロウ類、ワシタカ類といった多様な鳥類が生息し、繁殖の場となっています。

亜高山、高山帯では、カヤクグリ、イワヒバリ、ホシガラス等のほか、貴重なライチョウが生息していますが、標高の低い森林域に比較すると種類は少なくなっています。

また、本県はツグミやキビタキなど渡り鳥の主要な飛行ルートや越冬地・繁殖地となっており、これらの渡り鳥を研究するため富山市婦中町高塚に国設1級婦中鳥類観測ステーションが設置されています。

このステーションで12年10月に足環を付け放鳥したカシラダカが、13年10月に本県の支援で設置しているロシアのナホトカステーションで再捕獲されており、両ステーションで捕獲が確認されたことは、渡り鳥が日本海を一気に渡る幻のルート解明に結びつく画期的な手がかりとなりました。

(ウ) 両生・は虫類

両生類は、幼生期を水中で生活する動物で、ホクリクサンショウウオ、カジカガエル、ナガレタゴガエル、モリアオガエルなど特徴のある種が生息しています。



は虫類では、帰化動物のミシシッピアカミミガメが増え、逆にイシガメが減少しています。毒蛇であるマムシは県内に広く分布しています。

#### (イ) 淡水魚類

扇状地の扇端部等の湧水地帯にはトミヨ、氷見市の万尾川を中心とする沖積平野には、イタセンパラをはじめとしたタナゴ類やハゼ類といった多様な魚類が生息しています。

#### (オ) 昆虫類

平野部、海岸部は、植生が単純であり、生息環境も限定されるため、昆虫相も限られますが、低山地帯は、ギフチョウやオオムラサキなど貴重なチョウの重要な生息地となっています。

山地帯は、ミズナラ、ブナを幼虫の食餌植物とするミドリシジミ類が多く見られ、高山帯は、タカネヒカゲやクモマベニヒカゲに代表されるように、高山蝶の宝庫になっています。

### ウ 希少野生動植物

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により国内希少野生動植物種として、動物64種、植物26種の合計90種（25年度末現在）が指定され、捕獲や譲渡が禁止されています。県内では、このうち、ライチョウ、イヌワシ、オジロワシ、オオワシ、オオタカ、クマタカ、ハヤブサ、ヤイロチョウ及びウミガラスの鳥類9種と淡水魚のイタセンパラ、昆虫のシャープゲンゴロウモドキ、植物のアツモリソウが確認されています。そのほか、レッドリストに掲載選定されている動植物も県内で多く見られます。

県では、適切な鳥獣行政を推進するため、5年ごとに鳥獣保護事業計画を策定し、野生鳥獣の保護繁殖を図るための鳥獣保護区（25年度末現在40か所

合計107,683ha）の指定等の各種施策を行っています。

特に、絶滅が危惧されるイヌワシについては、9年度に全国で初めてイヌワシの保護を目的とした特別保護指定区域の指定を含む鳥獣保護区を設定したほか、12年3月には、人とイヌワシの共生の観点から、イヌワシ保護の基本方針を示すイヌワシ保護指針を策定しています。

また、鳥類、ほ乳類以外の野生動植物についても、環境の変化により生存が危ぶまれる種は、自然環境保全条例に基づき、その生息・生育地を自然環境保全地域の野生動植物保護地区に指定し、捕獲、採取等の規制を行っています。

さらに、県内の絶滅のおそれのある野生生物の種を明確にし、保全対策に資するために、23年度に県レベルでの実情に即したレッドリストを改訂しました。また、これらの希少な動植物への県民の理解を深めることを目的として、対象種の特徴や分布状況、保全対策等を取りまとめた手引書として「富山県の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブックとやま2012）」を刊行しました。

このレッドリストには、絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類に鳥類ではライチョウやイヌワシ、昆虫ではカトリヤンマやコオイムシ、淡水魚ではヤリタナゴやイタセンパラが、また植物では、富山県固有種であるエッチュウミセバヤが選定されています。このほかにも、オオハクチョウやオミナエシなど環境省では選定されていない種や、環境の指標となるクイナやゲンジボタル等が選定されています。

#### (2) 講じた施策

##### ア 生物多様性に関する総合的な取り組みの推進

県民をはじめとした様々な主体が連携して地域の取り組みを推進し、生物多

様性の保全と持続可能な利用を展開するため、「生物多様性地域セミナー」を開催するとともに、「生物多様性保全推進プラン」を策定しました。

また、ナチュラリストの野外活動等を通じて、種の多様性や生態系の保全に関する普及啓発を行いました。

#### イ 希少な野生生物の保護

ライチョウやイヌワシなど希少な野生生物について、生育環境の保全を図りました。

このうち、イヌワシについては、南砺市小瀬地区の営巣地にカメラを設置し、継続的に生態観察を行うとともに、映像を自然博物館「ねいの里」に送り、希少な野生生物の保護の普及啓発を図りました。

また、イヌワシの生態を踏まえ、公共工事等の各種開発行為との調整を行いました。

#### ウ 外来生物等の適切な管理の推進

立山黒部アルペンルート沿線の外来植物除去のため、外来植物除去検討会報告書、マニュアルを作成するとともに、

現地で指導する指導者を対象に現地講習会を開催しました。

また、県政バス等により、外来植物の除去活動を行いました。

さらに、健全な内水面の生態系を保全し、持続的な利用を図るため、外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）の駆除とカワウの広域的な管理体制に基づいた取組みを推進しました。

#### エ 自然と共生した地域づくり

希少種以外の野生生物についても、鳥獣保護区やビオトープマニュアルを活用した自然と共生した地域づくりを進め、生態系の保全を図りました。

また、生息・生育環境の悪化や消失が見られる地域では、ビオトープ事業の導入、外来植物除去事業やブナ保全対策事業等の施策を行い、環境の復元や創出を行いました。

このほか、14年度からは、自然博物館「ねいの里」において、多様な動植物が生息・生育する森と水辺のビオトープづくりをモデル的に実施しました。

## コラム

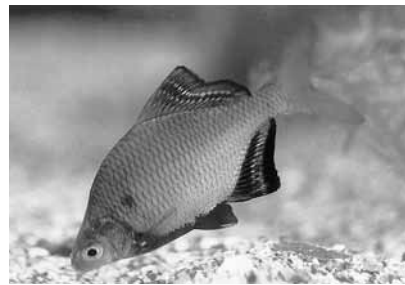
### 「希少野生動植物保護条例」を制定しました

県では、希少野生動植物の保護対策を推進することにより、生物の多様性を保全し、豊かな自然環境を次代に継承するため、平成26年6月に「富山県希少野生動植物保護条例」を制定しました。

この条例では、知事が指定する希少野生動植物について、捕獲・採取や譲渡し・譲受け、販売目的での広告などを禁止するほか、必要な場合は生息地等の保護のため開発行為の規制も行えるようになっています。

今年度、条例に基づき、指定種選定に関する基本的事項などについて定める「希少野生動植物保護基本方針」を策定する予定です。

希少野生動植物の保護対策の推進にご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。



国内希少野生動植物種 イタセンバラ  
資料：氷見市教育委員会

## 5 人と野生鳥獣との共生

### (1) 現況

近年、ツキノワグマによる人身被害の発生、イノシシやニホンザル、カラス等による農作物被害や生活環境被害が発生し、地域住民の不安が高まっています。

ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシについては、保護管理計画を策定し、科学的・計画的な保護管理対策を実施しています。

有害鳥獣捕獲については、狩猟者の高齢化が進み、人数もピーク時の約3分の1に減少しています。

### (2) 講じた施策

#### ア 保護管理の推進

ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ等の野生鳥獣のモニタリング調査を実施しました。

また、野生鳥獣を適切に保護管理することにより、生活環境の保全及び農林水産業の振興を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、第11次鳥獣保護事業計画を策定しており、この計画に基づく事業を実施しました。

#### イ 有害鳥獣捕獲対策の充実

人とのあつれきが深刻化しているニホンザルについて、調査・研究・検討を経て、ニホンザル保護管理計画を推進しました。

また、生息域が拡大しているイノシシについて、調査・研究・検討を経て、イノシシ保護管理計画を推進しました。

さらに、ツキノワグマが住宅街に現れた場合の捕獲については、警察庁が「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体について危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について」を発出したことを受け、「熊等が住宅街に現れた場合の警察官職務執行法の適用による捕獲対応マニュアル」を作成

し、関係者への周知を図りました。

#### イ 本県の希少な鳥獣の保護対策の推進

県鳥であるライチョウや絶滅のおそれのあるイヌワシ等について保護対策調査等を継続し、適正な保護を進めました。

#### イ 鳥獣被害を受けにくい地域づくりの推進

人への危害防止と農作物等の被害の軽減を図るため、鳥獣の捕獲・電気柵の設置等を行いました。

また、ツキノワグマ保護管理計画に基づき、安全対策と共生対策を進めるとともに、適切な保護管理を行うため必要な行動域調査、生息環境調査を実施しました。

さらに、里山に野生動物の潜む場所をなくし、人との棲み分けを目的とする「カウベルトの郷づくり」を行いました。

このほか、自然博物館「ねいの里」に野生鳥獣共生管理員を配置し、野生鳥獣との共生に関する知識や理解についての普及啓発を行いました。

#### ウ 有害鳥獣被害防止体制の維持

有害鳥獣捕獲の中心的な担い手となっている狩猟者の育成・確保のため、各種講習会の開催等の事業を実施しました。

また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、新たに狩猟免許を取得しようとする者に試験を実施し、25年度には123人が合格したほか、免許更新をしようとする者を対象に講習会を開き、25年度には135人が受講しました。

さらに、休猟区解除地等15か所を「安全狩猟重点パトロール地域」として指定し、重点パトロールを実施しました。

このほか、鳥獣保護区位置図等に学校区域等を図示し、その周辺での安全狩猟を徹底させるとともに、安全狩猟

推進のパンフレットを狩猟登録者全員に配布しました。

## 指標の達成状況

環境基本計画に掲げる指標の達成状況及び主な取組みの指標達成への貢献は、表1-23及び表1-24のとおりです。

表1-23 指標の達成状況

指標名及び説明	概ね5年前	現 状	目 標	
			2016年度 (H28)	2021年度 (H33)
<b>ナチュラリストとジュニアナチュラリストの認定者</b>	ナチュラリスト 667人 ジュニア ナチュラリスト 168人	ナチュラリスト 727人 ジュニア ナチュラリスト 282人	780人	900人
ナチュラリスト、ジュニアナチュラリストとして県が認定した人員数	2008年度 (H20)	2013年度 (H25)	400人	520人
<b>ライチョウ生息数（立山地域）</b>	245羽 2006年度 (H18)	284羽 2011年度 (H23)	現状維持	現状維持
北アルプスのうち立山地域（約1,070ha）における推定生息数				
<b>里山林の整備面積（累計）と整備率</b>	740ha 17% 2008年度 (H20)	1,793ha 41% 2013年度 (H25)	2,600ha 59%	3,900ha 89%

表1-24 主な取組みの指標達成への貢献

取 組 み	効 果
自然保護講座（ジュニアナチュラリスト養成コース）の開催（H25）	17人のナチュラリストを養成
ジュニアナチュラリストの活動支援（H25）	ナチュラリストの指導のもと自然解説活動や自然観察会に91人のジュニアナチュラリストが参加
水と緑の森づくり税を活用した里山林整備（H25）	生物多様性の保全などを目指した地域や生活に密着した、里山林の整備を実施 （整備面積：25年度237ha、延べ1,793ha）